

仕様書

1. 件名

地域間連系線の利用ルール等に関する調査

2. 調査目的

平成27年4月、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）が設立した。本機関では、各地域（エリア）をまたぐ地域間連系線の利用ルールを定め、その運用を行っているところである。

本調査では、地域間連系線の利用ルール等に関し、①有識者から、地域間連系線の利用計画や混雑管理の方式、送電権の定義、その付与や転売の在り方等に係る知見を収集するとともに、②関係機関との間で共通認識を醸成し、③それらのメリットや課題について、経済面、法制面、運用面、中長期的な設備投資への影響などを含め、網羅的に整理することを目的として、定期的な勉強会の開催を実施するものとする。

3. 調査内容

(1) 勉強会事務局業務

有識者、関係機関（卸電力取引所など）、関係団体、事業者等で構成される「地域間連系線の利用ルール等に関する勉強会」（委員数8～10名程度）を定期的に行う。勉強会の議論を踏まえた論点整理、取りまとめ報告書案の作成を行う。

勉強会では、必要に応じてゲストスピーカーを招いてプレゼンテーションを実施することとし、プレゼンターの人選に関しては、本機関と調整のうえ、決定する。

勉強会は、1～2週間に1度程度のペース（8～10回程度）で、集中的に議論を進め、5月中旬までに最終取りまとめを行う。

勉強会の開催に関しては、本機関の指示に従い、勉強会委員等との日程調整、開催案内、会場の設営、資料の印刷・配布、勉強会の議論を踏まえた論点整理及び議事録、議事概要の作成等を行う。なお、会場は本機関内会議室を原則使用することとする。

(2) 調査報告書の作成

調査報告書では、少なくとも以下の内容を盛り込んだりまとめを行う。

- ・それまでの議論の整理
- ・議論の整理を踏まえ、諸外国のルール、そのルールへと変更に至った背景、メリット・課題等を含め、今後の更なる検討を行うに当たって調査すべき項目の整理
- ・議論の整理を踏まえ、2. の目的に資するため、上記以外に受託者が調査・

検討を行う必要があると認められる場合は、その調査・検討内容

この報告書の作成に当たって参考とした参考資料等を取りまとめて、ワード等編集可能なファイル形式、及びPDFファイル形式で、調査報告書を作成する。また、当該報告書に使用する言語は日本語とする。

(3) その他

本業務の実施に当たって必要となる事項については、適宜、本機関と調整を実施し、また、受託者における検討状況については、適宜、本機関に報告すること。

4. 留意事項

なお、本機関では、上記(2)の調査報告で整理した調査項目も踏まえ、別途、海外調査を実施する予定。

5. 完了期限

平成28年5月末日まで

6. 納入物

調査報告書の電子媒体(DVD-R等)1枚

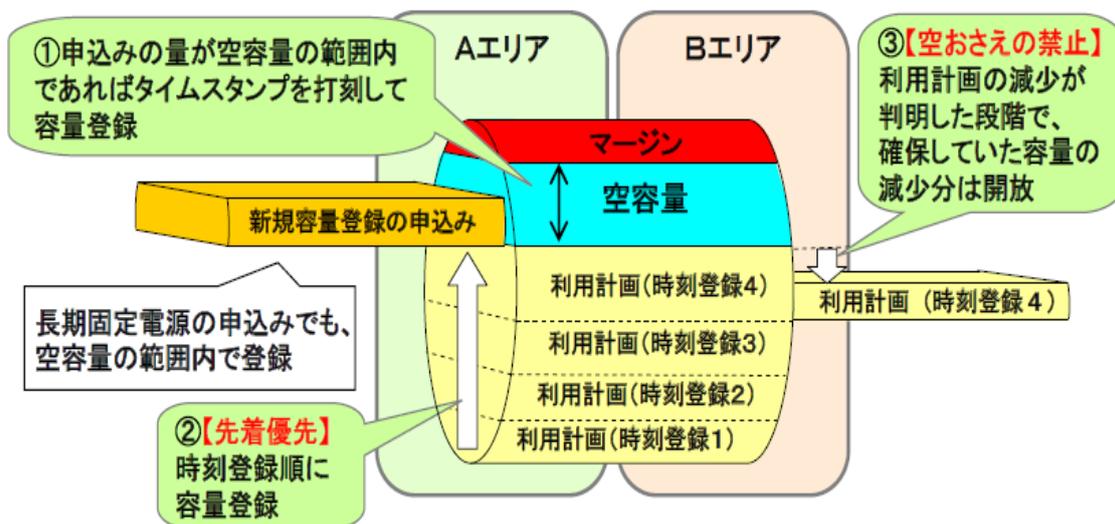
7. 納入場所

電力広域的運営推進機関 事務所

以上

<参考>

1. 我が国における現行の連系線利用ルール



2. 電力システムに関する改革方針（平成25年4月2日 閣議決定）（抄）

I 電力システムの改革の目的

2. 電気料金を最大限抑制する

原子力比率の低下、燃料コストの増加等による電気料金の上昇圧力の中にあっても、競争の促進や、全国大で安い電源から順に使うこと（メリットオーダー）の徹底、需要家の選択による需要抑制を通じた発電投資の適正化により、電気料金を最大限抑制する。

3. 電力広域的運営推進機関第3回評議員会資料（平成27年9月29日）（抄）

- ・連系線利用ルールの在り方については、総合資源エネルギー調査会電力システム改革小委員会制度設計WGからも御指摘を頂いているところ。
- ・諸外国の事例も踏まえつつ、新たな連系線利用ルールを導入することが可能かどうか、研究を進めていくこととしたい。